

平成24年7月27日

白井市指定管理者選定審査会審査手順

白井市指定管理者選定審査会

白井市指定管理者選定審査会審査手順

H17.12.26 (決定) H21. 5.29 (決定)
H18. 1.10 (決定) H22. 5.27 (決定)
H18. 1.18 (決定) H24. 7.27 (決定)
H20. 6.24 (決定)

1. 目的

この審査手順は、白井市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の審査にあたり、合理的な手順を設けることを目的とします。

2. 基本的事項

- (1) 審査は、別に定める審査票に基づき、原則として第1次審査（書類）、第2次審査（面接）及び総合審査の3段階で行うものとします。
- (2) 審査票は、募集要項で定める事業計画書及び別紙ー1「審査に当たっての基本的な考え方」に基づき審査施設毎に作成し、委員が客観的に判断できるような審査項目毎に審査基準を明らかにするものとします。
- (3) 審査票（審査項目、審査の視点、配点等）及び審査手順は、事前に審査会で検討し決定するものとします。
- (4) 審査にあたっては、市民サービスの維持・向上を基本として、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に、指定管理料の提案価格を一定のルールで点数化した「価格評価点数」を加算して総評価点数を算定し、委員の合議で選定するものとします。

同点の場合は、サービス等の評価点数の高い者を優先とします。

$$\boxed{\text{総評価点数}} = \boxed{\text{サービス等の評価点数}} + \boxed{\text{価格評価点数}}$$

- (5) サービス等の評価点数と価格評価点数の配点割合は、「サービス等の評価点数」にあつては90%、「価格評価点数」にあつては10%を基準とします。ただし、審査対象施設の性格などで特別な事情がある場合は、異なった配点割合とすることができるものとします。
- (6) 審査にあたり必要と認められる場合は、審査会として追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (7) 選定に係る審査会は、非公開とします。

3. 第1次審査（書類）について

(1) 審査対象団体

第1次審査は、全ての団体について行うものとします。

(2) 応募資格等の確認

- ① 資格要件、財務要件（市民活動団体等）、欠格事項、申請書類については、施設担当課の審査結果の報告を受け、合格又は失格の確認を行うものとします。施設担当課の審査に異議がある場合は、施設担当課と協議のうえ、合格又は失格を判断するものとします。
- ② 資格審査で失格となった団体については、それ以降の審査は行わないものとします。

(3) 事業計画等の審査方法

- ① 応募団体の事業計画書等から作成する「審査補助資料」、「財務資料」、「価格・労働環境資料」に基づき、施設担当課から審査項目毎に審査の視点と配点に関する説明を受け、審査票の団体順に採点を行います。
- ② 採点に当たり、必要な場合は、他の委員の意見を参考にします。
(財務状況など)
- ③ 市職員及び関係者の意見を求める必要がある場合は、審査会として要請します。市担当職員(担当課長等)については、あらかじめ説明員として審査会に出席します。
- ④ 採点は、別紙ー2「配点及び採点方法」により行うものとします。点数は、中間点(1点刻み)を付けることができます。
- ⑤ 採点終了後、各審査項目の評価点数の合計が最低評価基準以上で上位の団体から第1次審査通過団体を決定します。第1次審査通過団体の数は5団体以内とし、審査会で決定します。
- ⑥ 4.(1)ただし書きの規定により、第2次審査を省略する場合は、第1次審査に応募団体の出席を求め、ヒアリングを行うものとします。

4. 第2次審査(面接)について

(1) 審査対象団体

第2次審査は、第1次審査通過団体について行うものとします。ただし、事業計画書等で審査が可能であると審査会が判断した場合は、第2次審査を省略することができるものとします。

(2) 審査方法

- ① 審査は、第1次審査を補完するもので、第1次審査で不明な点、確認が必要な点などについて、直接、各応募団体に確認します。
- ② ヒアリング結果を基に、第1次審査で用いた審査票を補完・修正し、委員個人の採点とします。

(3) その他

- ① 審査は、1応募団体30分を目安とします。
(説明15分・ヒアリング15分)
- ② 審査に出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。

5. 総合審査について

(1) 審査方法

- ① 第1次審査通過団体の中から、第1次審査及び第2次審査結果を基に委員の合議で評価点数が最も高い者を指定管理者の候補者として決定します。併せて第2順位以降の候補者の順位を決定します。
ただし、団体の財務状況にかかる審査項目で、各委員の合計点数が基準点数(5点×委員数)に満たない団体については、他の審査項目の点数にかかわらず候補者に選定しないものとします。
- ② この際、選定結果と併せて「審査会の意見の概要」(審査過程での意見や審

査結果の主な内容)をまとめます。

6. 第2順位者等の取り扱い

- (1) 指定管理者の候補者として決定した者が、指定管理者として市から指定される前に辞退、資格喪失などにより候補者でなくなった場合は、第2順位以降の者から順に候補者とすることができるものとします。この場合、審査会を開催し新たな候補者を決定するものとします。
- (2) 指定管理者の候補者が指定管理者として市から指定された場合は、第2順位以下の者は資格を失うものとします。
- (3) 候補者が、指定管理者として指定を受けた後に辞退、資格喪失等により指定管理者となることができない場合は、再募集を行うものとします。

7. 最低評価基準について

- (1) 指定管理者として、一定の能力・水準を確保する必要があることから、施設毎に確保しなければならない審査点数の下限を下記のとおり定めます。

①指定管理料の見込み額を公表する場合

○最低評価基準＝サービス等の審査項目数×5点×委員数

* 価格審査項目については、最低評価基準の算定から除きます。

②指定管理料の見込み額を公表しない場合

○最低評価基準＝(サービス等の審査項目数×5点＋提案額の審査に係る中間点+妥当性等の基準点数)×委員数

- (2) 最低評価基準点に達する申請者がいない場合は、審査会の意見は指定管理者の候補者となるべき者はないものとします。

8. 結果の公表

- (1) 審査結果は、別紙ー3「指定管理者候補者選定審査票(公表例)」に準じて公表するものとします。
- (2) 公表する事項は、次のとおりとします。
 - ① 施設の名称
 - ② 選定基準、審査項目及び配点
 - ③ 候補者として選定した団体の名称、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数
 - ④ その他の応募団体(匿名)の順位、項目別の合計点数、サービス等の評価点数、価格評価点数及び総評価点数(第2次審査を省略した場合を除き、第2次審査を行わなかった団体の点数は、参考点数とします。)
 - ⑤ 審査会の意見の概要

9. その他

- (1) 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者にかかわる審査には加わることができないものとします。また、委員が審査時点で3年以内に申請団体の経営や運営にかかわっている場合は審査に加わることができないものとします。その決定は、会議に諮って決定するものとします。

○経営や運営にかかわっている場合とは、企業等の取締役や理事等の役職にある場合、企業等の正社員として就労している場合、団体の役員となっている場合、正会員となっている場合をいいます。

ただし、パートやアルバイトなどの非正規社員や、団体の会員以外で単に係わりのあった場合などは除きます。

- (2) 委員が審査の一部に出席できなかった場合の審査結果の取り扱いは、原則として次のとおりとし、その決定は会議に諮って行うものとします。

会議出席状況	審査結果の取り扱い
第1次審査 : 出席 第2次、総合審査 : 欠席	第1次審査の結果を当該委員の審査点数とみなし、第2次、総合審査は出席委員で行うものとする。
第1次審査 : 欠席 第2次、総合審査 : 出席	第1次審査を自ら行う等により、第1次審査の結果を持って第2次、総合審査に出席した場合は、第1次審査を適切に実施したものとみなし、当該委員の審査点数を有効とする。
第1次審査 : 欠席 第2次、総合審査 : 欠席	欠席委員の審査点数はないものとする。

*いずれの場合も指定管理者選定審査会条例第5条第2項の規定により、過半数の委員が出席していなければ会議は成立しない。

- (3) 審査の過程で疑義が生じた場合は、その都度審査会で協議し決定するものとします。

審査に当たっての基本的な考え方

番号	選定基準	区 分	審 査 の 視 点
(1)	資格審査 (施設担当課審査)	資格要件	・募集要項で定める応募にあたっての資格要件を満たしているか。
		欠格事項	・募集要項、条例で定める欠格事項に該当していないか。
		申請書類	・募集要項で定める申請書類等に不備はないか。
		財務要件	・募集要項で定める応募にあたっての財務要件を満たしているか。(市民活動団体等)

(事業計画書)

番号	選定基準 (条例規定)	区 分	審 査 の 視 点
(1)	事業計画書による公の施設の管理が、市民(利用者)の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること	平等利用 ・ 公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ・公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ・市の基本的な管理方針に適合しているか。
		サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス向上のための提案は適切か。 ・利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。
(2)	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること	効用発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設備・機能を活用しているか。 ・特徴あるサービス提供が提案されているか。 ・災害時・緊急時の体制は十分か。 ・利用促進のための提案は適切か。 ・利用料金の額の提案が、公の施設の設置及び管理に関する条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。 ・施設ごとに求める業務の提案は適切か。
		経費削減	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減のための具体的な提案が示され、取り組みは適切か。 ・事業計画の内容と比較して、提案価格は適切か。 ・市の指定管理料の見込額の範囲内であり、実現可能性はあるか。
(3)	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること	物的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の財務状況は健全か。 ・事業計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・類似施設を運営した実績があるか。 ・(コミュニティ施設の場合、市民活動の実績はあるか・その活用の提案は適切か) ・各仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ・再委託の場合の計画(理由等)は適切か。
		人的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置人数、資格など組織、勤務体制は十分か。 ・給与、勤務時間など職員の労働環境は適切か。 ・職員の採用・確保は確実にできるか。 ・職員に対する教育、研修体制は十分か。
(4)	関係法令等を遵守するものであること	個人情報保護	・個人情報保護に対する取り組みは適切か。
		その他の関係法令等	・公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。

1. 指定管理料の見込み額を公表する場合

(1) サービス等の審査項目

- ① サービス等の提案に係る審査項目の基準点数は、全ての項目において5点と定め、以下のとおり採点するものとし、その合計点を「サービス等の評価点数」とします。

審査の視点	配点
・ 十分でない場合（下限点数）	0点
・ 適切である場合（基準点数）	5点
・ 適切であり特に優れている場合（上限点数）	10点

基準点数：市の要求水準を達成している場合の点数

(2) 価格審査項目

- ① 価格審査項目に係る審査は、提案額の審査及び妥当性等の審査の2項目で行うものとし、その合計点を「価格評価点数」とします。提案額の審査と妥当性等の審査の配点は、それぞれ1/2とします。
- ② 価格審査項目に係る配点割合は原則として総評価点数の10%とすることから、サービスの審査項目数によって配点の変動するため、別紙-4「配点割合・基準（中間）点数等一覧表」を基に提案額の審査の上限点数及び妥当性等の審査の基準点数・上限点数を定めることとします。
- ③ 提案額の審査は、指定管理料の市の見込額と提案価格との割合（減額率）に着目した固定式の配点方法と応募者の提案額中の最低提案額割合に着目した配点とする変動式の採点方法により算出した点数の合計により行うものとし、固定式と変動式の配点割合は2：1とします。

○固定式の計算式及び配点

計算式

$$\text{点数 (A)} = \text{上限点数} \times \frac{(\text{市の見込み額} - \text{当該応募者の提案額})}{(\text{市の見込額} - (\text{市の見込み額} \times \text{上限の減額率}))}$$

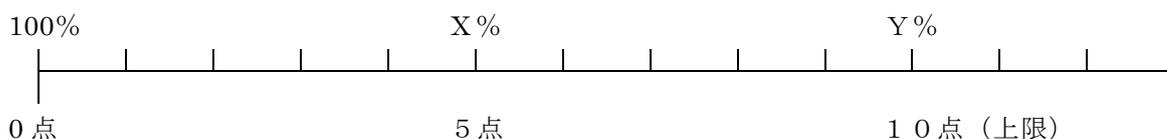
* 点数が上限を超えるときは上限点数とする。

* 点数は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで求める。

* 配点

* 全体の点数を15点とした場合は、上限点数は10点となる。

提案額の割合と審査点数の関係



* 市の見込額に対する提案額の割合が100%の場合を0点とし、Y%以上の場合を10点(上限)として上記計算式で求める。

○変動式の計算式及び配点

計算式

$$\text{点数 (B)} = \text{上限点数} \times \frac{(\text{市の見込み額} - \text{当該応募者の提案額})}{(\text{市の見込み額} - \text{応募者の提案額中の最低提案額})}$$

配点

*全体の点数を15点とした場合、上限点数は5点となる。

*点数は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで求める。

○評価点数＝点数（A）＋点数（B）

- ④ 妥当性等の審査は、「配点割合・基準（中間）点数等一覧表」から基準点数・上限点数を求め、サービス等の提案に係る審査方法に準じて行うものとします。
- ⑤ 指定管理料の見込額を公表して募集した場合、見込額を上回る額の提案は失格とします。

2. 指定管理料の見込額を公表しない場合

改正後の「公の施設の指定管理者制度導入に関する指針」では、原則として指定管理料の見込額を公表することとしています。特別な事情がある場合は公表しないことができるとしています。

この場合は、市の見込額を超える提案が想定されるため、施設担当課に対し市の見込額を超える提案の取り扱い方法（失格とするか否か等）をあらかじめ定めて募集するよう要請することとします。

(1) サービス等の審査項目

指定管理料の見込み額を公表する場合の例によります。

(2) 価格審査項目

指定管理料の見込み額を公表する場合の例によります。ただし、⑤は除きます。

なお、指定管理料の見込み額を上回る額の提案については、0点とします。

(3) 最低評価基準

最低評価基準＝(サービス等の審査項目数×5点＋提案額の審査に係る中間点＋妥当性等の基準点数)×委員数

〇〇施設 指定管理者候補者選定審査票(公表例)

(指定管理料公表用)

選定基準	審査項目	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		〇〇〇産業(株)	A	B	C
資格審査	・申請の資格要件について	合格	合格	合格	合格
	・欠格事項の該当の有無について	合格	合格	合格	合格
	・提出書類について	合格	合格	合格	合格
	・財務の資格要件について	合格	合格	合格	合格

選定基準	審査項目 (基準点数)	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
		〇〇〇産業(株)	A	B	C
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	・管理運営の基本的方針について (5点×6人=30点)				
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	・市民サービス向上の方法について (5点×6人=30点)				
	・利用者ニーズの把握方法とその対応について (5点×6人=30点)				
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	・自主事業の実実施計画について (5点×6人=30点)				
	・緊急時の対策等について (5点×6人=30点)				
	・利用促進方法について (5点×6人=30点)				
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・管理運営経費の削減方法について (5点×6人=30点)				
	・利用料金の額について (5点×6人=30点)				
	・指定管理料金及び収支計画書について (5点×6人=30点)				
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	・申請者について (5点×6人=30点)				
	・類似施設の運営状況について (5点×6人=30点)				
	・市内での市民活動の実績及びその活用について (5点×6人=30点)				
	・施設、設備の維持管理について (5点×6人=30点)				
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	・管理体制について (5点×6人=30点)				
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護) (その他の関係法令等)	・個人情報保護について (5点×6人=30点)				
	・関係法令について (5点×6人=30点)				
サービス等の評価点数 (最低基準点数:16項目×5点×6人=480点)					

選定基準	審査項目 (基準点数)	候補者	第2順位	第3順位	その他の団体
(2)事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	・指定管理料の提案額について (5点×6人=30点)				
	・指定管理料の妥当性・実現可能性について (5点×6人=30点)				
価格評価点数 (2項目×5点×6人=60点)					

総評価点数 (540点)					
--------------	--	--	--	--	--

<p>審査会の意見の概要</p> <p>*候補者の主な選定の理由 など</p>
--

配点割合・基準(中間)点数等一覧表

価格評価の割合を概ね10%とする

番号	サービス等の審査項目			価格審査項目(指定管理料)						合計		合計評価 点数に対 する価格 評価点数 の割合
	審査 項目 数	基準 点数	評価 点数計	指定管理料の額の評価			妥当性等の評価			審査 項目 数	基準(中 間)点数 の合計	
				審査 項目数	中間点数	上限点数	審査 項目数	基準点数	上限点数			
1	13	5	65	1	4	8	1	4	8	15	73	10.96%
2	14	5	70							16	78	10.26%
3	15	5	75							17	83	9.64%
4	16	5	80							18	88	9.09%
5	17	5	85	1	5	10	1	5	10	19	95	10.53%
6	18	5	90							20	100	10.00%
7	19	5	95							21	105	9.52%
8	20	5	100	1	6	12	1	6	12	22	112	10.71%
9	21	5	105							23	117	10.26%
10	22	5	110							24	122	9.84%
11	23	5	115							25	127	9.45%
12	24	5	120	1	7	14	1	7	14	26	134	10.45%
13	25	5	125							27	139	10.07%
14	26	5	130							28	144	9.72%
15	27	5	135	1	8	16	1	8	16	29	151	10.60%
16	28	5	140							30	156	10.26%
17	29	5	145							31	161	9.94%
18	30	5	150							32	166	9.64%
19	31	5	155	1	9	18	1	9	18	33	173	10.40%
20	32	5	160							34	178	10.11%
21	33	5	165							35	183	9.84%
22	34	5	170							36	188	9.57%
23	35	5	175	1	10	20	1	10	20	37	195	10.26%
24	36	5	180							38	200	10.00%
25	37	5	185							39	205	9.76%
26	38	5	190	1	11	22	1	11	22	40	212	10.38%
27	39	5	195							41	217	10.14%
28	40	5	200							42	222	9.91%

*項目数が上記にない場合は、準じて作成するものとする。